

包装用容器事件 - “付言”判決第2弾 - : 知財高裁平 19(行ケ)10247・平成 20 年 1 月 31 日 (3 部) 判決 請求棄却 [特許ニュース 12208]

〔キーワード〕

意匠の類似，判決の付言，査定不服審判の対象は何か，審決の理由と審査の理由との違い

〔主 文〕

- 1 特許庁が不服 2 0 0 6 - 1 4 9 6 9 号事件について平成 1 9 年 4 月 2 3 日にした審決，及び不服 2 0 0 6 - 1 4 9 7 0 号事件について平成 1 9 年 4 月 2 3 日にした審決をいずれも取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

〔事 実〕

1 特許庁における手続の経緯

原告は，意匠に係る物品を「包装用容器」とする意匠につき，平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日意匠登録出願をしたが，平成 1 6 年 7 月 2 1 日付けの拒絶理由通知を受け（甲 3），平成 1 7 年 1 2 月 1 9 日付けの拒絶査定を受けた。これに対して，原告は，平成 1 8 年 1 月 2 5 日審判請求（不服 2 0 0 6 - 1 5 6 3 号事件）をし，特許庁は，同年 1 1 月 2 7 日付けの拒絶理由を通知（甲 2。以下これを「本件拒絶理由通知」という。）した後，平成 1 9 年 5 月 2 4 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をした。

2 本願意匠の態様

本願意匠は，別紙第 1 のとおりであり，主としてエアコンオイル等の液体添加剤を収納するための包装用容器に関する意匠で，容器本体と蓋体とからなり，容器本体は縦長円筒状の胴部と，その上端を丸面状の肩先とした後，斜状に小幅縮径して，上端に環状の巻締め部を形成してなり，蓋体はその凹陷状底面の中央に円柱形状の突部を有し，その側面にはネジ部が形成されてなる形状を有する構成である（甲 1）。

3 審決の内容

(1) 別紙審決書の写しのとおりである。要するに，本願意匠は，日本サン石油株式会社より「SUNOCO AC EFFECTOR R 1 3 4 a 専用」として発売された自動車エアコン用添加剤の容器の形状（以下，本判決において「引用意匠」別紙第 2 という。）に類似するから，意匠法 3 条 1 項 3 号の意匠に該当するとするものである。

(2) 審決は，本願意匠と引用意匠とを対比し，その共通点と相違点を下記の

とおり認定した。

ア 共通点

意匠に係る物品が共に包装用容器であるほか、両意匠は、胴部を縦長円筒状とし、その上端を丸面状の肩先とした後、斜状に小幅縮径して、上端に環状の巻締め部を形成したもので、上面が凹陷状に塞がれて、その中央に円柱状の突部が形成されたものと認められる点において共通する。

イ 相違点

- (ア) 胴部の径について、本願意匠は容器の高さのおおよそ $2/5$ で、上端の巻締め部に対して肩部がごく僅かに張り出す程度であるのに対して、引用意匠は容器の高さのおおよそ $1/2$ で本願意匠よりやや太く、上端の巻締め部に対して肩部の張り出し幅がやや大きい。
- (イ) 容器上面の突部の高さについて、本願意匠は巻締め部の上面より僅かに低いのに対して、引用意匠は巻締め部の上面より僅かに高い。

〔判 断〕

当裁判所も、審決の認定判断に誤りはなく、原告の請求は棄却すべきものと判断する。以下理由を述べる。

1 取消事由 1 (本願意匠と引用意匠との類否判断の誤り) について

(1) 本願意匠と引用意匠の態様

本願意匠の態様は、前記第 2, 2 記載のとおりである。

これに対し、引用意匠の態様は、自動車エアコン用添加剤を収納するための包装用容器に関する意匠であり、容器本体と蓋体とからなり、容器本体は、縦長円筒状の胴部とその上端を丸面状の肩先とした後、斜状に小幅縮径し、上端に環状の巻締め部を形成してなり、蓋体は、その凹陷状底面の中央に円柱形状の突部を有し、その側面にはネジ部が形成されてなる形状を有する構成である(甲 3, 乙 1, 8 ないし 10)。

(2) 本願意匠と引用意匠との共通点及び相違点

ア 本願意匠と引用意匠との共通点は、前記第 2, 3 (2) 記載の審決の認定のとおりであると認められる。

イ 本願意匠と引用意匠との相違点は、下記のとおりであると認められる。

(ア) 本体の胴部の径と本体の高さの比が、前者では約 $1:2.37$ であるのに対し、後者では約 $1:2.17$ である。

(イ) 本体の肩部につき、本願意匠は、上端の巻締め部に対して肩部がごく僅かに張り出す程度であるのに対して、引用意匠は、上端の巻締め部に対して肩部の張り出し幅がやや大きい。

(ウ) 容器上面の突部の高さについて、本願意匠は巻締め部の上面よりわ

ずかに低いのに対して、引用意匠は巻締め部の上面よりわずかに高い。
ウ 原告は、蓋体の上部（正面図で見える部分）が、本願意匠では単純な平たい形状を有しているのに対して、引用意匠では上面と下面が中央部に比較して細く形成されている点、蓋体の上部の横の長さ（最大長さ）と本体の横の長さとの比が、本願意匠では約1：1.06であるのに対し、引用意匠では約1：1.23である点も相違点とすべきと主張する。しかし、これらの差異はごくわずかであるか、又はその差異が格別看者の美感に影響を及ぼすものとはいえないから、相違点として認定すべきものとはいえない。

(3) 本願意匠と引用意匠との対比

以上を前提として、本願意匠と引用意匠の類否を判断する。両意匠は、胴部を縦長円筒状とし、その上端を丸面状の肩先とした後、斜状に小幅縮径して、上端に環状の巻締め部を形成した肩部を設けたもので、上面が凹陷状に塞がれて、その中央に円柱状の突部が形成された点で共通し、その基本的構成態様において共通する。他方、相違点を対比すると、本体の胴部の径と高さの比の相違及び肩部の張り出し幅の程度については、包装用容器の分野では、容量に応じ胴部の径を適宜変更することは普通に行われることであり（乙11）、それに伴い上記肩部の張り出し幅の大きさも変更されるから、これらをもって本願意匠の特徴ということはできない。そして、容器上面の突部の高さについては、引用意匠がわずかに高く、正面水平視において突部先端を見ることができるとは主張する。しかし、上部形状の相違は微差であって、美感に影響を及ぼすものとはいえない。そうすると、両意匠は、前記相違点を考慮してもなお、看者に対し、全体として、それぞれの基本的構成態様を共通にするとの印象を強く与えるものであるから、互いに類似する意匠であるというべきである。したがって、これと同趣旨の審決の認定判断に誤りはない。

(4) 原告は、本体全体の印象として、本願意匠と引用意匠の相違点により、本願意匠は、細身でスマートで、すっきりした印象を与えるのに対し、引用意匠は、太く、どっしりした印象を与えると主張する。しかし、本体の胴部の径と高さの比や肩部の張り出し幅の大きさについては、包装用容器においてこれらの比率は適宜変更可能なものであり、これらの相違をもってなお基本的構成態様を共通にするとの印象を強く与えるものであることは前記のとおりであるから、原告の上記主張は採用の限りではない。

また、原告は、引用意匠の場合は斜視の具体的な態様をはじめとして不明な点が多数あるため、本願意匠とその具体的構成態様について対比ができず、両者は類似しているとはいえないと主張する。しかし、看者に対し、全体として、それぞれの基本的構成態様を共通にするとの印象を強く与えるもので

あることは前記(3)で判断したとおりであり、原告主張の引用意匠の不明な具体的な態様も細部の態様であり、引用意匠を特徴づけるものであるとまではいえないから、原告の上記主張は採用できない。

(5) 以上のとおり、本願意匠と引用意匠との類否判断の誤りをいう原告の主張は理由がない。

2 取消事由2(「審決における引用意匠」と「本件拒絶理由通知における引用意匠」との齟齬)について

原告は、「審決における引用意匠」と「本件拒絶理由通知における引用意匠」とは異なるところ、審決は、本来対比すべき引用意匠を基礎とせず、類否を判断した誤りがあると主張する。

しかし、原告の主張は、以下のとおり理由がない。

すなわち、審決は、「理由」中の「2. 当審の拒絶理由」欄において、引用意匠を特定しているが、これによれば、審決が対比の対象とした引用意匠は「日本サン石油(株)から『SUNOCO AC EFFECTOR R134a専用』として発売された自動車エアコン用添加剤の容器の形状」であると理解できる。なお、本件拒絶理由通知において示された引用意匠も同一と理解される(審決書及び甲2, 3によると、審決が引用意匠の参考のために添付した「別紙第2」の写真と本件拒絶理由通知が引用意匠の参考として挙げた甲3添付の写真は、同一の写真の写しであると認められる。)

ところで、審決は、引用意匠に関して、本体胴部の形状は縦長円筒状である、蓋部の上端の形状は環状の巻締め部である、蓋体の閉塞構造について上面が凹状に塞がれていると認定しているが、確かに別紙審決書写し中の別紙第2の写真のみからこのように認定することは困難である。しかし、上記のとおり、審決が類否の判断の基礎とした引用意匠は、別紙審決書写し中の別紙第2の写真で写された物品形状ではなく、審決が定義し、特定した前記の「日本サン石油(株)から『SUNOCO AC EFFECTOR R134a専用』として発売された自動車エアコン用添加剤の容器の形状」であるところ、証拠(乙8ないし10)によると、引用意匠と同一の自動車エアコン添加剤の容器の実際の形状も審決の上記、各認定のとおりと認められるし、上記についても容器本体に蓋体が装着されていることから容易に推認することができる(乙8ないし10は本願出願後に刊行された刊行物であるが、当該製品について形状を変更したことを裏付ける証拠はなく、本願出願時の形状も同様であると認める。)

以上のとおりであるから、審決には、本来対比すべき引用意匠を基礎とせず、類否を判断した誤りがあるとの原告の主張は、理由がないというべきである。

3 取消事由3（本件拒絶理由通知の不備）について

原告は、本件拒絶理由通知における引用意匠が公知意匠であることの立証がないと主張する。しかし、本件拒絶理由通知において、引用意匠が日本サン石油株式会社が販売した自動車エアコン用添加剤の容器の形状に関するものであること、及びその意匠の一部が本願出願日（平成15年10月20日）前の平成15年7月1日発行の雑誌「CAR GRAPHIC」第6号の第223頁に掲載されていることが示されていること（甲2）に照らすならば、他に特段の事情が窺えない以上、当該引用意匠が公知であることが示されていると解するのが自然である。原告の主張は理由がない。

また、原告は、本件拒絶理由通知において、引用意匠の認定に不備があると主張する。しかし、前記2で判断したとおり、引用意匠は、自動車エアコン用添加剤の容器そのものの形状であり、かつ、本件拒絶理由通知において平成16年7月21日付け拒絶理由通知書添付の写真を引用し、「上面は凹陷状で、その中央に円柱状の突部があり、突部の側面にネジ山が形成されているものと認めます。」と記載し、その形状の基本的な態様を認定しているのであるから、原告に対して反論の機会を与えていると解すべきであって、引用意匠の認定に不備があるということとはできない。原告の主張は理由がない。

4 取消事由4（引用意匠の公知性の立証の欠如）について

前記3で認定したとおり、引用意匠の正面視の写真が、本願出願日前の平成15年7月1日発行の雑誌「CAR GRAPHIC」に掲載され、証拠（乙1）によると、この雑誌には「日本サン石油株（Tel. 03-3238-0236, URL; <http://www.sunoco.co.jp/>）より、自動車エアコン用添加剤「ACEFFECTOR」が登場した。自動車用エアコンのコンプレッサーのフリクションを低減して作動音や振動を抑え、冷房効率や耐久性を高めるというもの。またエアコン使用時の燃費も向上するという。価格はオープンプライス。」との記載が認められる。そして、証拠（甲3, 乙1, 15）によると、同雑誌は、上記発行日より約1か月前の平成15年6月2日には、独立行政法人工業所有権総合情報館に受け入れられていることが認められるから、引用意匠に係る製品はそれ以前に発売されているものと認められる。以上を総合すると、本件出願時には引用意匠は公然知られるに至っていたものと認めるのが相当であり、この認定を左右する証拠はない。よって、原告の主張は理由がない。

5 付言

本件において、原告は、「第3 原告の取消事由」の2に記載したとおりの理由によって、審決には違法があることを強く主張している。

確かに、本件審決書を見ると、「理由」中の「2．当審の拒絶理由」欄では、審判体における拒絶理由（すなわち審判体における論理過程）は何ら記載されず、審判の過程で発した本件拒絶理由通知の全文のみが記載されているので、この点は妥当を欠くか、少なくとも誤解を招く記載であるといえる。

そもそも、意匠登録出願に係る拒絶査定に対する不服審判の審理の対象は、意匠法17条所定の意匠登録を拒絶すべき事由が存在するか否かであって、審査又は審判の過程で発せられた「拒絶理由の通知」の当否ではない。

そして、審決は、文書をもって、審決の結論及び理由を記載することを要するから（意匠法52条、特許法157条）、仮に、審理の結果、審判体において、拒絶査定不服審判の請求が成り立たないとの結論に至った場合には、審決書の「理由」として、意匠法17条所定の条項のいずれか（本件では意匠法3条1項）に該当すると判断した論理過程、すなわち根拠となる要件及び同要件を充足すると判断した論理過程を、記載することが求められる。他方、どのような内容の拒絶理由通知を発したかは、特段の事情のない限り、結論に至る論理に影響を与えることはなく、審決の論理とは関係のない事項であるから、審決書の理由として記載すべきではない。

本件において、取消事由2のような事由により原告から争われた原因は、審決書において、本件拒絶理由通知の内容が、審判体が結論を導いた論理であるとの誤解を与えるような体裁で、「2．当審の拒絶理由」欄に記載されたことにあるといえる（もっとも、本件では、「理由」の「4．当審の検討」欄において、審判体における論理過程が述べられているので、審決に理由不備の瑕疵はないというべきである。）。以上の点は、一般の審決書における理由記載においても留意を要すべき事柄といえよう〔知的財産高等裁判所平成19年12月26日判決・平成19年（行ケ）第10209号、10210号審決取消請求事件参照〕。

6 結論

以上に検討したところによれば、原告の主張する取消事由にはいずれも理由がなく、審決を取り消すべきその他の誤りは認められない。

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1．筆者は1月24日付「弁理士の眼」において、「付言」判決の意味するものとして、知財高裁3部の平成19年12月26日判決を紹介し、審決取消訴訟を扱う高裁から特許庁審判部への苦言に触れたが、最近また同一部によって出願意匠に対する審決取消訴訟事件において、付言判決がなされたので、これ

を第2弾として紹介することにする。

審決取消訴訟を扱う知財高裁からのこのような苦言は、特許庁審判部としては屈辱の思いかも知れないが、これは出願人（国民）に対する法的サービスを提供する公的機関の立場としては当然の事理を問うているのだから、特許庁審判部はこの苦言を真摯に受け止めなければならないだろう。

2．さて、本事件は、「包装用容器」に係る意匠（別紙第1）を出願したところ、審査官は、平成15年7月1日発行の雑誌「CAR GRAPHIC」中の掲載記事写真を引用し、これと類似するものとして意匠法3条1項3号を適用したが、容器全体としての意匠は同一に近いほど類似するといえるだろうから、その判断には誤りはない。

しかし、もしも出願意匠が蓋体についての部分意匠であれば、前記引用意匠は不適格であり、拒絶するのであれば、別の公知意匠を引用しなければならないことになる。

3．ところで、判決が「付言」の中で説示しているポイントは、審判体の立場はそもそも拒絶査定不服の審判の審理対象が、出願意匠に意匠法17条所定の拒絶事由が存するか否かを見い出すことであって、審査の過程で発せられた拒絶理由通知の当否を見い出すことではないと指摘している点である⁽¹⁾。

即ち、審決書に記載する事項は、「結論」とそれに至るまでの「理由」であるから、もしも請求不成立の結論を出すのであれば、意匠法17条所定の条項のいずれに該当するものと判断したのかの論理過程である根拠となる要件とこの要件を充足すると判断した論理過程を記載することが必要だということである。したがって、審査でどのような内容の拒絶理由通知が発せられたかは、審決の論理とは直接関係がないことだから、審決書の理由として記載すべきことではないというのである。

(1) この指摘は、審判において審査とは別の新たな拒絶理由通知を発することがよくあることを意味する。

同じ「付言」でも、前回とり上げた「付言」とは意味がやや違うが、特許庁審判部としてはその真意をよく理解すべきであろう。

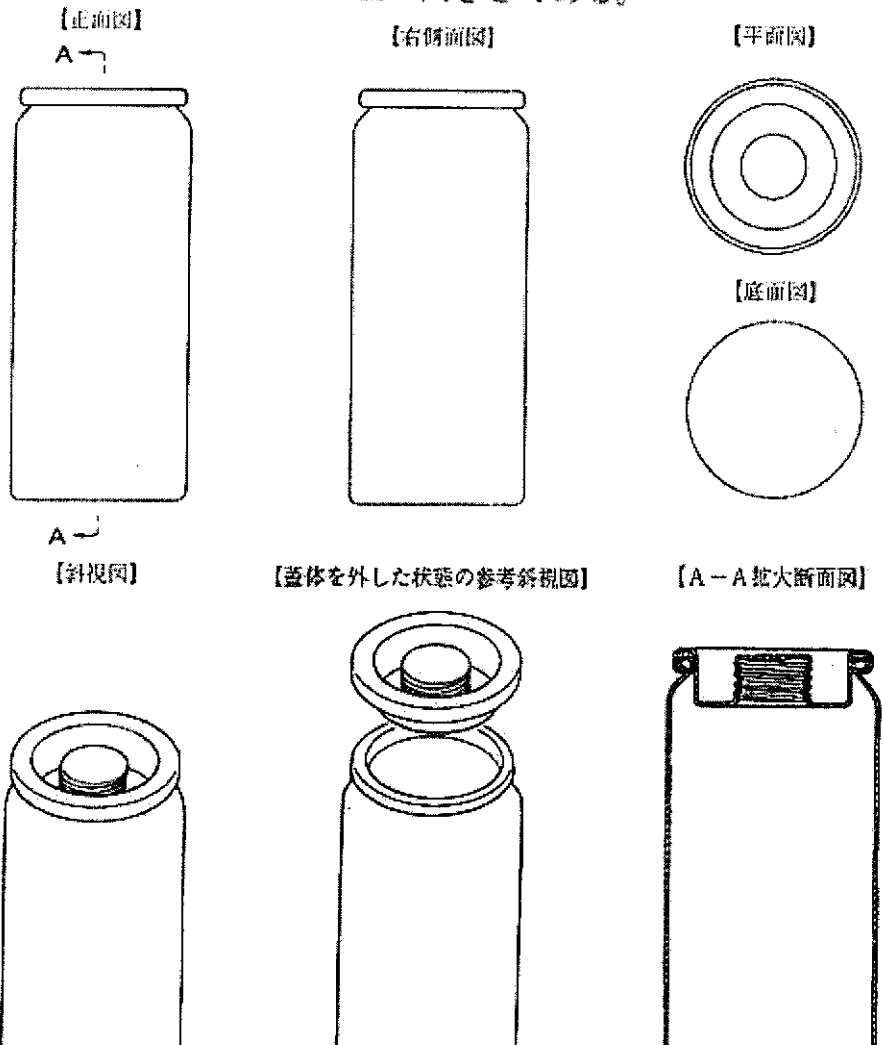
〔牛木 理一〕

別紙第1 本願意匠

意匠に係る物品 包装用容器

説明

本物品は、主としてエアコンオイル等の液体添加剤を収納するための液体包装用容器であって、本体と蓋体とからなるものである。本物品は、図面の蓋体を外した状態の参考斜視図からも明らかなように、蓋体の中央部に円柱形状の突部を有し、その側面にはネジ部が形成されており、その使用に際しては、前記本体にエアコンオイル等の液体添加剤を収納し、前記蓋体で一体化した後、蓋体のネジ部にメクラバブルを取付けて使用に供されるものである。背面図は正面図と同一に、左側面図は右側面図と同一にあらわれるため省略する。なお、本物品は、正面図において横が約35mmの大きさである。



別紙第 2

08 SUNOCO

日本サン石油(株)(Tel.03-3238-0236、URL:<http://www.sunoco.co.jp/>)より、自動車エアコン用添加剤「AC EFFECTER」が登場した。自動車用エアコンのコンプレッサーのフリクションを低減して作動音や振動を抑え、冷

房効率や耐久性を高めるといふもの。またエアコン使用時の燃費も向上するといふ。価格はオープンプライス。



P223

HA15009410